

# 文献史料から見た古代集落

垣中健志（奈良文化財研究所）

## はじめに

本稿に与えられたテーマは、「文献史料から見た古代集落」である。本稿では、文献史学におけるこれまでの集落研究の動向を振り返り、第1章で「史料に見える『村』と『里(郷)』というテーマで、集落動態の分析、文献史学から見た集落・村落の分析をおこない、第2章で「史料に見える古代集落の構成要素」として、史料に見える集落内の構造について検討し、最後に考古学における集落研究との協働に向けた課題を探っていく。

ここで、本稿を始めるにあたって集落と村落という用語の確認をしておきたい。集落とは、人間が共同生活をおこなうための住居の集まりをいう。集落に付随する土地、道路、水路などの場所を含み、人口集団の大小や居住様式、分布、機能などから村落、都市の二大類型に分けられる。その二大類型の1つが村落で、都市の対義語で、人口や家屋の密度が小さい集落、一般的には農村を指すものである。つまり、集落は地理学的な概念であるのに対し、村落<sup>(1)</sup>は人間関係の社会的・文化的な統合関係をふまえた社会学的な概念であると言える。文献史学における古代史研究の中では、原初的な共同生活を営む集落から、在地首長や王権による人格的支配の確立と共同体の編成、そして律令国家体制の成立にともなう古代村落の成立過程というものをあきらかにすることで、律令国家の地方支配の実態を解明することというのが大きな課題となっていた。実態として現れる集落遺跡と、文献史料に現れる地域社会像をいかに整合的に理解するか、ということが大きなテーマとなって研究が進められてきたと言えるだろう。

では、ここからは文献史料から見た古代集落研究、村落研究を振り返っていく。これまでの研究の中で大きなテーマとなっていたのが日唐の制度比較による村落の形態的研究と在地首長制論という2つ

の柱である<sup>(2)</sup>。これは、石母田正氏が『日本の古代国家』<sup>(3)</sup>において在地首長制論を提唱した中で、日本古代には首長の人格的支配に対抗する公的機関としての集落が存在せず、集落の共同性は村落の民会にはなく首長に表れるが、この理由として、唐令にある村の規定が日本令では削除されていること、そして、首長の主導・強制にもとづく計画村落が日本には多いという2点をあげている。つまり、石母田氏は、首長の人格的支配に対抗する自立的な共同体である自然村落、自然集落というものは存在しないと考え、地域社会における支配関係はあくまで首長と民衆との関係としてあり、村や集落は公的な地位を占めておらず、それらを原理的に否定したうえで律令国家機関を構築したと考えていた。

こうした石母田氏の理解をさらに深めたのが吉田孝氏である<sup>(4)</sup>。戸籍等から見える親族関係の分析によると、古代の集落の構成員が流動性をもっており、日本の古代社会には律令体制を支える基礎的な単位となる村落共同体が存在しなかったと論じた。吉田氏は律令体制を支える基礎的な単位を郷や里など計画的に編成されたものであるとし、自然集落や村落共同体、地縁集団などは律令体制によって郷や里などに再編成されていくという見通しをもっていた。

小林昌二氏は、中国の村がもつ周壁・周濠・門を日本の古代集落がもたないことから、古代日本は律令制定時に村の規定を継受しなかったと論じた<sup>(5)</sup>。日本古代の「村」は農業共同体であり、地方行政単位の里の規模に相当するのが一般的で、国家が村首や村長を招集していることから、国家が「村」の集団的主体性を無視することはできなかったとする。小林氏の見解は、古代日本の「村」を、集団的主体性をもつ存在としてとらえ、律令国家との関係性を重視したものである。一方、この小林氏の見解に対しては大町健氏の批判があり(文献7)、古代日本における律令継

受に際して村の門等に関する規定だけではなく、石母田氏が指摘したように村の規定すべてを削除した理由が小林氏の見解からはあきらかにされておらず、また8世紀に常態化する浮浪・逃亡がある中で、地域差・時間差を超越した固定的な村落が想定できることが疑問であるとする。

ここまで、在地首長制論に立脚した議論を概観してきたが、鐘江宏之氏は在地首長制論の枠組みで古代の村落を理解することは、律令成立期のごく短い期間のみ有効であり、かつ律令制を施行する中央からの論理であるということを念頭に置く必要があると指摘する<sup>(6)</sup>。鐘江氏はさらに在地首長制論をふまえて、郡司と古代村落の関係を改めてとらえ直すという視座でこれまでの研究成果を整理し、古代地方社会で起きていた具体的現象を丹念に考察し、新たな地方社会像を提示する必要性に言及する。

在地首長制論が、郡司となり得る存在である在地首長と共同体成員との間における基本的な生産関係に重きをおく一方で、吉田晶氏<sup>(7)</sup>や大町氏(文献6)によって、村落内での生産行為、生産の単位に注目した村落首長制論という議論も展開される。吉田晶氏は、個別経営の主体である家父長制的共同体が村落を構成し、その中心となる有力な家父長が村落首長となり、生産を通じた家父長制的共同体と村落首長との間の関係を村落首長制として提起した。大町氏は、村落首長は共同体成員との間に基本的な生産関係があり、一方の郡司層である在地首長は、擬似的な共同体としての郡で国家的な公共性を支える存在であり、現実の共同体にある村落首長とは機能が異なるとした。つまり、郡司などの在地首長と、それより下位の村落の共同体の首長、いわゆる村のリーダーのような人たちが重層的に地域社会に存在していたと想定することで、石母田氏が想定する在地首長とは異なった階層に村落首長を見出しているのが特徴である。このように、文献史学において、地域社会の中における首長の階層性について、議論が分かれているのが現状であることは指摘できる。

村落首長制論は、村落内の共同体成員間での生産関係に注目するため、民衆史研究との親和性が非常に強い。こうした立場からは、田中禎昭氏が村落における民衆相互の諸関係と集团的秩序の展開から、首長や国家の問題をとらえ直す視角を提唱し(文献19)、今津勝紀氏は実態レベルでの社会組織を考察する方

法をさらに模索すべきとする(文献4)。また、宮瀧交二氏は日本古代の村落を複数の集落が地縁的に結合したものであるとし、その上で、今後の村落史研究においては、災害史・環境史の視点と、遺跡と出土遺物(出土文字資料)の検討と、周知の史料の再検討が必要であると提起する(文献25)。こうした諸氏の指摘は、まさに古代集落の構造についてあきらかにするという共通した問題意識をもっているが、在地首長制論や村落首長制論の立場からの研究は、あくまで村落とそれを取り巻く収取制度との関係の解明に重点が置かれていることに注意が必要である。

在地首長制論や村落首長制論の議論が展開されるなかで、議論の立脚点となる古代の村について、吉岡眞之氏は五十戸一里制という行政村落制度と「村」を同一レベルで論じることや、無媒介に里が「村」をどのように編成したのかを論じるのは問題があり、地方行政機構の末端に位置する里とは別に「村」が存在したことをふまえ、「村」と里の関係、「村」の結合のあり方や編成原理といった「村」の性格をあきらかにする必要があることを指摘した(文献27)。この吉岡氏の指摘は、律令制にもとづく郷や里と、村の編成原理は違うものであるという暗黙の了解を改めて問直す指摘であり、行政機構としての郷や里よりも集落の実態に近いと思われる村の性格の解明に注目が集まった。

その後、浅野啓介氏が、日本で五十戸制(里制)を採用した7世紀半ばの段階では、唐の村の制度はまだ存在していなかったか、あるいは確立途上であったことを論じ<sup>(8)</sup>、石母田氏や小林氏が論じていた唐令からの村の制度の継受はなかったという主張に対して、そもそも唐からの制度的な継受ができる条件が整っていなかったと結論付けた。また、日本古代の「村」は、律令国家が在地社会の民衆に対して情報伝達をおこなう際に必要不可欠な基礎単位であったと位置付けた。浅野氏の研究は、唐令の制度的変遷をふまえた継受状況を再検討したうえで、これまで自明視されてきた唐令継受のあり方に一石を投じ、さらに出土文字資料などの検討から、在地社会での情報伝達機能に着目することで、集落に住む人々に対する律令支配の中で、「村」がどういった役割を果たしていたのかをあきらかにした。

以上のように、これまで見てきた文献史学における集落研究(村落研究)が、首長と集落に暮らす人々との

関係や、国家による支配・収取の関係といったことを中心に検討しているために、考古学における集落研究の中心である、集落遺跡相互の関係から見える集落の動態や、集落の構造そのものの分析といった遺跡、遺構から導き出される具体的な集落の様相についての検討まで及んでいないことが指摘できる。この一因として、7世紀後半から10世紀までのいわゆる律令国家体制下で記された文献史料には、律令制による支配のあり方にもとづく史料記述がなされていることが大きく影響していると考えられる。さらに、史料にみえる「村」と律令国郡里制の中で末端機構に位置付けられる郷や里との関係がいまだあきらかになっていないことから、残された史料から実際の集落景観を復元するといったことが不足していると言えるだろう。

では、本稿の最大のテーマである、考古学における集落研究と文献史学における集落研究を結ぶためには、どのようなことに注目する必要があるのだろうか。1つ目は、多くの文献史料に見える「村」の性格と実態の把握が必要である、ということがあげられる。従来の古代集落研究では、集落遺跡が立地する遺存地名などから郷里との関係を追究することが多いが、吉岡氏(文献27)や後述する佐々木氏(文献16)が指摘するとおり、里(郷)は律令国家による支配のために人為的に編成された人間集団の単位であり、集落遺跡から浮かび上がってくる領域性をもった自然集落の編成原理とは違うことがあきらかである。よって、本稿では律令による支配制度にもとづく国郡郷里制とは違う編成原理で構成されると指摘されている、文献史料に見える「村」に注目する。2つ目は、近年も続々と進展する発掘調査によって、従来の文献史料からは知られていなかった多数の墨書土器や焼印などの出土文字資料が発見されている。こうした多くの出土文字資料の中には、高島英之氏<sup>(9)</sup>や平川南氏(文献23)が、ある集団を表象している標識文字があるのではないかといった見解を提示している。そして、こうした標識文字を使用する集団と、戸籍などに見える郷戸や房戸との関係というのはどのようなものになるのか、これまでの文献史学による籍帳研究<sup>(10)</sup>、親族・家族構造の研究<sup>(11)</sup>と集落研究がどのように対応するのかということは1つの考察の出発点となり得ると考える。さらに、宮瀧氏(文献25)などが指摘したように、既知の文献史料から抽出できる

集落・村落の構成要素を再検証する必要があるだろう。

本稿では、7世紀後半から10世紀にかけての、律令制による地方支配が展開していた時期の文献史料を分析することで、地域性を極力捨象した古代集落の構成要素を抽出することを目指す<sup>(12)</sup>。そのため、史料の残存状況に地域的な偏りがある出土文字資料から抽出される標識文字を使用する集団と、これまでの文献史学による籍帳や家族研究との比較検討は今後の課題とし、史料から見た村の性格と実態、集落の構成要素について、先行研究の驥尾に付して検討を加えることとする。

## 1 史料に見える「村」と「里(郷)」

それでは、多くの文献史料に見える「村」の性格と実態について、最初に「村」と「里(郷)」の関係を整理したうえで検討を進めていきたい。

佐々木恵介氏は、里(郷)は実際の村落を編成したものではなく、課口数の維持・均質化を目指して人為的に編成された単位であり、里の編成と自然集落には一定の原則や相関関係があるわけではないとする(文献16)。佐々木氏の見解は今日においても通説的な理解であり、戸籍や計帳に見られる戸口の構成や里への所属状況については、何らかの実態を反映している可能性はあるものの、集落の実態そのままを反映しているわけではないということに留意する必要がある。

続いて、「村」の性格と実態について迫った先行研究を見ていく。関和彦氏は『出雲国風土記』に見える具体的な1つの村の検討から、村が農業共同体であったとする<sup>(13)</sup>。関氏の研究は具体的な史料から「村」の性格を導き出した点で、実態に迫った研究の1つとして評価できるが、あくまで風土記から見た出雲国の村のうちの1つを取り上げたに過ぎず、この事例をどこまで敷衍できるかは、限られた史料の中では判断が困難であることは否めない。

鬼頭清明氏は、「村」と記された史料を収集、分析し、村は一定の領域をもった人々の共同団体であるとした<sup>(14)</sup>。そして村の属性を、①人間の現実の居住区、②土地の所在を示す、③「村長」、「村刀祢」などを中心に独自の身分秩序を形成していた、④宗教活動の単位として機能する場合もある、⑤律令収取制度に関連する場合もあり、律令制支配との関連が想